

新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、<u>横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年12月横浜市条例第67号。以下「条例」という。）<u>第3条から第6条までの規定</u>に基づき、市長等に対して行うこととされ、又は市長等が行うこととしている手続等を<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （第1項省略）</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 40px;">（第1号及び第2号省略）</p> <p>（3）電子証明書 <u>電子署名を行った者</u>を確認するために用いられる事項が<u>当該者</u>に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。</p> <p style="padding-left: 40px;">（第3条省略）</p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p>	<p style="text-align: center;"><u>横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、<u>横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成16年12月横浜市条例第67号。以下「条例」という。）<u>第4条から第8条までの規定</u>に基づき、市長等に対して行うこととされ、又は市長等が行うこととしている手続等を情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （第1項省略）</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 40px;">（第1号及び第2号省略）</p> <p>（3）電子証明書 <u>申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者</u>に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。</p> <p style="padding-left: 40px;">（第3条省略）</p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p>

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、市長の定めるところにより、市長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項及び当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるとき、又は市の機関が申請等をする場合において市長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

（第2号から第4号まで省略）

3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

4 第1項の規定により申請等を行う者は、市長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を条例第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び市長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しな

第4条 条例第4条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市長の定めるところにより、市長等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項及び当該申請等を書面等その他の方法により行うときに記載し、又は通知すべきこととされている事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるとき、又は市の機関が申請等をする場合において市長等の指定する情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）

（第2号から第4号まで省略）

3 条例第4条第4項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

4 第1項の規定により申請等を行う者は、市長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信し、及び市長等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しな

ればならない。

(第5項及び第6項省略)

(追加)

(追加)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(第2項省略)

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、

(第5項及び第6項省略)

(情報通信技術による手数料の納付)

第5条 条例第4条第5項の規則で定める情報通信技術を利用する方法は、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第6条 条例第4条第6項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(3) その他申請等のうちに条例第4条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると市長等が認める場合

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 市長等は、条例第5条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等その他の方法により行うときに記載し、又は通知すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(第2項省略)

3 条例第5条第4項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、前項

前項に規定する措置とする。

(追加)

(追加)

(追加)

に規定する措置とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 条例第5条第1項ただし書の規則で定める方式は、次のいずれかの方式とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長の定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第9条 条例第5条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合
- (3) その他処分通知等のうちに条例第5条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第10条 市長等は、条例第6条第1項の電磁的記録に記録されている事項により縦覧等を行うときはインターネットを利用する方法又は当該事項を市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは当該書類を市長等の事務所に備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 市長等は、条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 市長等は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること若しくは同項に規定する磁気ディスクをもって調製すること又は市長の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

(追加)

(削除)

(電磁的記録による作成等)

第11条 市長等は、条例第7条第1項の電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第7条第3項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること若しくは同項に規定する磁気ディスクをもって調製すること又は市長の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

(添付書面等の省略)

第12条 条例第8条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

【表は別記参照】

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、デジタル統括本部長が定める。

【別記】

書 面 等	措 置
1 <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書</u>	次のいずれかに掲げる措置 (1) <u>電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供</u> (2) <u>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の市長等への提供</u> (3) <u>個人番号カードの市長等への提示</u>

<p><u>2 商業登記法第10条第1項</u> <u>(他の法令において準用する</u> <u>場合を含む。)</u>の登記事項 <u>証明書</u></p>	<p><u>次のいずれかに掲げる措置</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供</u></p> <p><u>ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</u></p> <p><u>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号</u></p> <p>(2) <u>電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の市長等への提供</u></p>
<p><u>3 商業登記法第12条第1項</u> <u>(他の法令において準用する</u> <u>場合を含む。)</u>の印鑑の <u>証明書</u></p>	<p><u>2の項右欄第2号に掲げる措置</u></p>
<p><u>4 印鑑登録証明書</u></p>	<p><u>1の項右欄第1号に掲げる措置</u></p>